

社会保険労務士による

相談無料

働き方改革個別相談会

昨今、働き方改革関連法により、同一労働同一賃金、時間外労働の上限規制、有給休暇の取得義務化など、労働法制は大きく変化しています。

それに対応し、労働者を雇用する事業所も法令違反しないよう、労働契約や就業規則の見直し、36協定の制定など、対応していかなければなりません。

商工会では社会保険労務士による働き方改革に対しての個別相談会を下記のとおり開催いたします。相談を希望される方は下記申込書にご記入の上 FAXにてお申し込み下さい。

この機会に是非ご参加ください。

日時

令和4年9月2日(金)

13:30~16:30

専門家

南労務行政事務所

社会保険労務士・行政書士

南洋美氏

相談内容

○労働関係全般

年次有給休暇の取得、時間外労働の上限規制

同一労働同一賃金、割増賃金率の引き上げ

就業規則の見直し

36協定の見直し など



会場

白子町商工会館 1階会議室

相談料

無料

定員

先着順3名

申込方法

下記申込書に必要事項をご記入の上 FAX、またはお電話にて8月26日(金)までにお申込みください。

問合せ・申込先

白子町商工会 TEL: 0475-33-2517 FAX: 0475-33-2518

主催:白子町商工会

千葉県商工会連合会

FAX 0475-33-2518

※切り取らずに FAXしてください。

個別相談会申込書

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
氏名			
相談時間	第1希望	: ~ :	第2希望 : ~ :

* 本申込書にご記入いただいた情報は、本相談会目的のみに使用いたします。